

## 「レバレッジ比率規制に係る府省令・告示案等」に対する パブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

### 凡例

本「レバレッジ比率規制に係る府省令・告示案等」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十一号）	レバレッジ比率告示

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	銀行法施行規則第19条の2第1項5号ル、第19条の3第1項第3号チ、第34条の26第1項第4号チ	銀行法施行規則第19条の2第1項5号ルに基づき、「自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨」を業務及び財産の状況に関する説明書類（いわゆるディスクロージャー誌）に記載することとされているが、レバレッジ比率については外部監査を受けていたとしても、記載する必要はないのか。 (銀行連結・持株ベースでも同様の規定あり)	ご指摘のとおり、記載の必要があるため、該当箇所に加筆いたしました。
2	レバレッジ比率告示第三条（連結の範囲）	「連結の範囲」について、自己資本比率と同様、「比例連結」を認めるという理解でいいか。	ご理解のとおりです。明確化のため、その旨、該当箇所に加筆いたしました。

(以 上)